

2月議会 個人質問(3月9日) 高橋ゆうすけ議員

臨時教員の再雇用は実態に応じて 訪問介護の人員基準と報酬の見直しを

高橋ゆうすけ議員は3月9日の本会議で、臨時的任用職員の再雇用禁止期間と、介護予防・日常生活支援総合事業について質問しました。

再雇用禁止期間がある理由は

2017年4月から、公立小学校・中学校・特別支援学校教職員の給与負担や定数決定の権限などが、県から市へ移譲されます。高橋議員は、この権限移譲によって起こる、常勤の臨時教員の再雇用禁止期間が、愛知県設定の1日から名古屋市設定の2カ月にのびる問題を取り上げました。

臨時教員は法的には、臨時的・補助的な業務に任期を限って任用するもの、とされています。高橋議員が再雇用禁止期間2カ月の理由を聞くと、総務局長は「長期的、計画的な人材育成・人材配置への影響や、臨時の職員としての身分および処遇の固定化などの問題を生じさせる恐れがあることから」と答弁。

業務性質ふまえた特例措置もある

高橋議員は「本来、長期にわたる仕事は正規で行う視点は当然」と共感しつつ、名古屋市では常勤の臨時教員が続けて20年、30年と育休等の代替として学級担任など重要な役割を担っていることを指摘。

名古屋市の再雇用禁止期間2カ月にも、育休代替の場合2回までは1日の再雇用禁止期間になる等の特例があります。高橋議員は、この特例が設けられている理由を再質問。総務局長は「教員や保育士といった業務に関しては、校務運営の円滑化と業務の性質等を踏まえて、……弾力的な取り扱いをしている」と答えました。

高橋議員は、「教育、保育は継続性が大事だと認めている」と指摘。本来は、くり返し任用ではなく「正規で採用すべき」と強調しつつ、2月21日の衆議院総務委員会で総務省も再雇用禁止期間は必要ないと述べていることも紹介し、再雇用禁止期間と特例の制限回数見直しを求めました。

「仕事があっても働けない」

しかし総務局長は、「現行の取り扱いが妥当」と回答。高橋議員は、当事者の声「仕事があっても働けな

いのは納得いかない」なども紹介し、「困るのは子どもたち」「現場の実態に応じた対応をしていただきたい」と求めました。

市が人員基準を緩和し報酬引き下げ

続けて高橋議員は「介護予防・日常生活支援総合事業」いわゆる「新総合事業」と、介護職員の人材確保対策について聞きました。

2015年4月の介護保険法改定で、要支援者の受ける予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護が市町村の事業へと移行する「新総合事業」がスタート。全国一律の報酬だった訪問介護と通所介護は、市町村が独自に人員基準や報酬を決めることになり、名古屋市は2016年6月から人員基準を緩和し報酬を引き下げた新総合事業を始めました。



「緊急的な身体介護」を重視

高橋議員は、日本共産党市議団が市内の介護事業所に実施した新総合事業アンケート調査(2017年1月～2月、返信250通ほど)の結果を基に、訪問サービスの専門性や介護報酬について問題提起を行いました。

新たに始められた基準緩和型である生活支援型訪問サービスは、掃除や洗濯などの家事を、市が開催する3日間の研修の修了者によって行うとしています。ヘルパーなどの資格を必要とせず、報酬はこれまでの7割です。

アンケートでは、この生活支援型訪問サービスの指定を受けている介護事業所は43%あるものの、45%の事業所には今すぐ指定を受ける予定はありませんでした。高橋議員は、軽度者であっても「持病を抱えている方も多く、専門職によるサービス提供が好ましい」等の理由から13%の事業所が「緊急的な身体介護」を重視していることを説明。

高橋議員は、専門職の配置が必要だが「今の介護報酬では専門職を雇うこともできない」と、訪問介護事業の検証と見直しを求めました。